

現場説明書（業務委託）

施 工 年 度	令和 7 年度	業 種	
業 務 名	筋ヶ浜・山陰処理区統廃合事業に伴う建物等補償算定業務		
実 施 場 所	下関市武久町二丁目		
入 札（見 積 合 せ） 執 行 場 所	下関市上下水道局下水道施設課 2 階会議室		
委 託 期 間	着手の時期： 年 月 日 完成の時期： 令和 8 年 1 月 3 0 日		
入札（見積）条件	別紙「入札条件（業務委託）」のとおり		
契 約 保 証 金	納付（契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上。ただし、契約保証金の納付に代えて業務完了保証人を立てることができる。）		
契 約 書 約 款	業務委託契約書のとおり		
指 示 事 項	別紙「指示事項（業務委託）」のとおり		
業 務 委 託 内 容	（委託概要） ・建物等の調査 1 式 ・営業その他の調査 1 式 ・補償説明 1 式 （業務委託説明時に掲示するその他の図書） ☒ 特記仕様書 ☒ 設計図 ☒ 設計書 ☒ 設計計算書等		
そ の 他	上記に記載のない事項については、下関市上下水道局会計規程（平成 2 6 年上下水道局規程第 3 号）、下関市上下水道局工事等一般競争入札実施要領（平成 1 7 年 2 月 1 3 日制定）及び下関市上下水道局工事等請負契約入札心得（平成 1 7 年 2 月 1 3 日制定）による。		

入札条件（業務委託）

1 入札に当たっての留意事項

入札参加者は、入札公告、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書（業務委託）及び現場説明に対する質問回答書（業務委託）をいう。）及び業務委託現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、以下の事項に留意して入札しなければならない。

- （１）入札参加者は、刑法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等の関係法令の規定を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行ってはならない。
- （２）入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- （３）入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

2 入札に関する質問

入札参加者は、設計図書及び入札用業務委託費内訳書（以下「設計図書等」という。）に疑義がある場合には、以下のとおりとする。

（１）異議の申し立て

入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、発注者に説明を求めることができる。ただし、入札後（積算内容確認期間を設定した場合は、当該確認期間終了後）に設計図書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（２）質問の方法及び受付期間

入札公告等に掲げる期間に、質問書を下水道施設課へ入札公告等で指定した方法により提出すること。

（３）回答の方法

後日速やかに、入札参加者全員に提示する。

3 入札の執行

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約保証金又は業務完了保証人

落札者は、現場説明書（業務委託）において契約保証金を「納付」とした場合は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の納付に代えて、落札者は、自己に代わってみずから業務を完了することを保証する他の業者を保証人として立てることができる。

5 管理技術者及び照査技術者

(1) 管理技術者

- ア 受注者は管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- イ 管理技術者は、設計図書に基づき業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- ウ 管理技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならぬ。

(2) 照査技術者

- ア 受注者は照査技術者を定め、発注者に届け出るものとする。
- イ 照査技術者は、成果物の内容の技術上の照査を行うものとする。
- ウ 照査技術者は、照査を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならぬ。

6 入札用業務委託費内訳書（金抜き設計書）

- 業務委託の実施に当たっては、業務委託契約書の規定による照査を行うこと。
- 入札用業務委託費内訳書の数量については、参考数量として取り扱うこととする。

指示事項（業務委託）

1 業務委託管理基準等

受注者は、当該業務委託の実施に当たっては、以下に示す最新の仕様書等を適用する。

- ・ 山口県用地調査等業務共通仕様書
- ・
- ・

2 業務の仕様

当該業務委託の条件並びに仕様及び特記事項は、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書（業務委託）及び現場説明に対する質問回答書（業務委託）をいう。）及び入札用業務委託費内訳書のとおりとする。

3 法令の順守

- （１）受注者は、業務委託の実施に当たって関係法令を順守し、常に適切な管理を行うものとする。
- （２）受注者は、業務委託の実施に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。また、車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４７条の２に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。
- （３）受注者は、業務委託に使用する車両について、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第４８条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

4 産業廃棄物

設計図書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量１トンあたり１，０００円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

この業務委託から発生する建設廃棄物の処理施設は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）により許可を受けた施設とする。

5 市内資材又は市内代理店又は市内企業等の活用

受注者は、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」ｉｎ市役所の趣旨を踏まえ、実施する業務委託に要する資材の調達及び業務委託の一部が下請負人を必要とする業務委託に当たっては、市内資材又は市内代理店又は市内業者等の活用出来る限り協力すること。

6 テクリスの登録

受注者は、業務委託料１００万円以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- （１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後１５日以内（土日・祝日を除く。）とする。

- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日以内（土日・祝日を除く。）とする。
- (3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変更があった場合は、変更があった日から15日以内（土日・祝日を除く。）に変更データを提出すること。

7 PUBDISの登録

建築設計に係る業務については、業務委託料100万円以上の場合、業務完了後15日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く）以内に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）（（一社）公共建築協会（以下、「PBA」という。））に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、PBAへ登録するとともに、PBA発行の業務カルテ受領書の写しを監督職員に提出すること。

8 暴力団等の排除

- (1) 受注者は、暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び業務委託妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
なお、報告を怠り、後に判明した場合は、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表1工事等措置要件「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、発注者は受注者に対し、指名停止措置を行うことができる。
- (2) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 受注者は、不当介入により委託期間の延長が生じると認められる場合は、業務委託契約書の規定に基づき、発注者に委託期間延長等の請求を行うこと。

9 下関市環境方針

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実施することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、当該業務関係者の業務管理や業務実施などにあたり、受注者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について努めること。

- (1) 環境法令について
受注者は、業務の実施に当たっては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。
- (2) 事故発生時の対応
受注者は、業務中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後事故内容（原因、経過、被害等）を速やかに報告書として提出すること。
- (3) 苦情発生時の対応
受注者は、業務に関する苦情を受け付けた場合は、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後苦情内容（苦情者、原因、経過等）を速やかに報告書として提出すること。
- (4) 業務に関する配慮事項
ア 生活環境対策
低騒音・振動型の建設機械の利用や業務時間帯の制限により、防音・防振対策に努めること。

排出ガス対策型の建設機械の使用により大気汚染防止に努めること。

濁水が直接河川や海域に流出しないよう努めること。

イ 自然環境対策

土壌、土砂が河川や海域に流出しないよう努めること。

土砂の崩壊、流出防備に努めること。

周辺の自然性の高い植生に影響を及ぼさないよう配慮すること。

周辺の動物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

ウ 都市・歴史環境対策

美しい街の緑や、巨木、古木に影響を及ぼさないよう配慮すること。

埋蔵文化財包蔵地における業務に当たっては事前に発掘調査による記録 保存を行い、貴重なものは保存活用を図ること。

周辺の歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

エ 上記以外においても、著しい環境側面に関する事項があれば、監督職員と協議のうえ、環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。

(5) その他

受注者は、上記項目を踏まえた環境対策について業務計画書内に記載すること。

10 個人情報取扱特記事項

(1) 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(2) 秘密の保持

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(3) 収集の制限

受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(4) 目的外利用及び提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(5) 適正管理

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(6) 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(7) 再委託の禁止

受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(8) 資料等の返還等

受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(9) 事故発生時における報告

受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

11 ウィークリースタンスの推進

業務の実施にあたっては、「下関市上下水道局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むこと。

特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、筋ヶ浜・山陰処理区統廃合事業に伴う建物等補償算定業務に適用する。

(実施場所等)

第2条 本業務の履行場所及び範囲は別添図面に示すとおりとする。

(履行の原則)

第3条 本業務の実施に当たっては、用地調査等業務共通仕様書、特記仕様書、業務委託契約書、現場説明事項及び業務打合せ簿等に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項あるいは、疑義が生じたときは、監督職員と協議しなければならない。

(業務の内容)

第4条 業務の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 補償金算定に関する業務
- 二 補償金算定調書等の作成に関する業務
- 三 補償内容の説明等に関する業務

(業務施行上の留意事項)

第5条 受注者は、本業務が損失補償制度の根幹に触れるものであることを十分に認識し、公正かつ公平な補償ができるよう各種業務の実施にあたっては、監督職員と十分に打合せを行い、実施するものとする。

2 前条第二号から第三号に掲げる業務の着手は、監督職員との協議、指示のもとで実施するものとする。

3 等級、格差協議等全体協議を行う必要がある場合には、監督職員の指示、同行のもとで実施するものとする。

(管理技術者等の資格等)

第6条 第4条各号に掲げる業務に従事する者(補助者は除く。)は、主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくは主たる補償

業務に関する補償業務管理士(社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士台帳に登録されている者をいう。)及び社団法人山口県補償研究協会の正会員(会員台帳(部門別業務)に登録されているものをいう。)で補償業務の管理をつかさどる者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者とする。

(図書の貸与)

第7条 発注者は、本業務遂行のため必要な図書を受注者に貸与するものとする。

2 受注者は、発注者から貸与を受けた図書について、善良なる管理を行うとともに、業務が完了した後速やかに返還しなければならない。

(安全管理)

第8条 業務の実施に当たっては、事故の防止に努めなければならない

2 屋外で行う業務の実施に当たっては、業務関係者だけではなく、付近住民、通行者、通行車両等の安全確保に努めなければならない。

(補償金算定業務)

第9条 第4条第一号に掲げる業務の遂行は、山口県の施行する公共事業に伴う損失補償基準、同運用方針、建物移転料算定要領、附帯工作物調査算定要領、営業補償調査算定要領及び補償金算定標準書その他監督職員が指示する事項に基づき実施するものとする。

(補償金算定調書等作成業務)

第10条 第4条第二号に掲げる業務は、補償金算定調書の作成業務とする。

(補償説明等業務)

第11条 第4条第三号に掲げる業務は、次の各号に掲げるものとする。

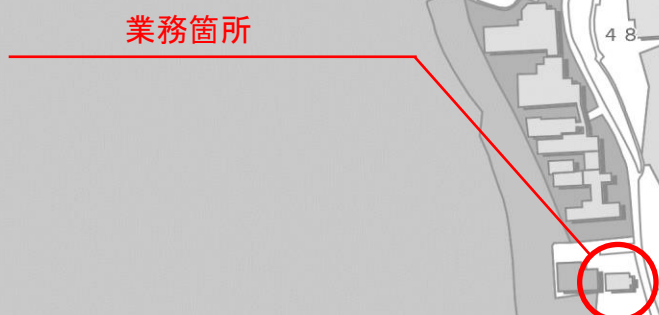
- 一 物件調書及び権利割合等の確認業務
- 二 建物等の権利者に対する補償金算定内容及びこれに付随する事務手続き等の説明業務
- 三 その他、これらに関連する業務の連絡、接渉業務

(成果品)

第 1 2 条 本業務の成果品は、第 9 条及び第 1 0 条に定めるところにより作成した図書及びこれに附随する資料、補償説明等業務処理結果報告書とし、提出部数は次のとおりとする。

- ・ 報告書の成果品 2 部
- ・ 成果品の電子データ 1 式
- ・ その他資料 1 式（監督職員との協議による。）

位置図



業務箇所

縮尺 1 : 5000

